

常滑市産地化促進事業 事業者公募要領

1 趣旨

本事業は企業版ふるさと納税の寄付提案を受け実施するもので、企業版ふるさと納税の趣旨である地方創生に資する取組として本市地域再生計画の目標の達成に資する事業として補助を活用する事業者を公募する。

2 事業の概要

(1) 事業形態

補助事業

(2) 補助対象経費

醸造酒の原料となる農作物の振興に資する取組（農地整備、農業用機械・施設整備、農業用資材購入（消耗品を除く））。

ただし、整備した農地、取得した機械・施設・資材は醸造酒の原料となる作物の栽培にのみ用いるものとし、次に掲げる費用は補助対象外とする。

ア 農地の取得費用

イ 汎用性の高い機械（パソコン、草刈り機、トラック等）の取得費用

ウ 農業以外にも容易に使用できる資材の取得費用

(3) 事業期間

令和7年2月28日（金）まで

※農地整備の場合は工事を完了、機械・資材の場合は納品、施設整備の場合は引き渡しを終え、費用の支払いを終えること。

(4) 補助率及び補助上限額

補助率：補助対象経費（税抜）の3/4以内

補助上限額：500万円

(5) 成果目標

醸造酒の原料となる作物の振興のため農業経営基盤を強化することで、5年後に対象作物の栽培面積及び売上が増加する取組となっていること。

3 応募資格者

本事業に応募できる者は次の要件を全て満たす者とする。

(1) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき常滑市長から認定を受けた者もしくは同法13条の2第1項の規定により愛知県知事又は農林水産大臣から認定を受けた者。

ただし、愛知県知事又は農林水産大臣から認定を受けた者は、同法第13条の2第3項に基づき常滑市長の意見聴取を経た場合に限る。

(2) 暴力団又は暴力団関係者でない者

(3) 次の申立てがされていないこと

ア 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立て

イ 民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立て

ウ 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

(4) 市税の滞納がないこと

4 質問

(1) 質問の提出方法

本要領及び補助事業の内容について質問がある場合は、9月30日(月)17時までに質問書(様式4)を「10 担当部課及び連絡先」へ電子メールにて、件名「常滑市産地化促進事業に関する質問」として提出し、メール送信後に確認の電話をすること。

メールアドレス keizai@city.tokoname.lg.jp

電話 0569-47-6117 (直通)

(2) 質問に対する回答

提出された質問への回答は、質問者を特定できないようにした上で、10月4日(金)に市ホームページに掲載する。

5 応募

(1) 応募方法

提出は、令和6年10月15日(火)までに、持参・郵送・メールのいずれかの方法で、「10 担当部課及び連絡先」へ行うものとする。

(2) 提出資料

- ・常滑市産地化促進事業 事業者参加申込書(様式1)
- ・常滑市産地化促進事業 事業計画書(様式2)
- ・市税の納税証明書
- ・見積書
- ・規模が適切であることを示す資料 ※機械・施設整備、資材導入の場合に提出
- ・カタログ ※機械整備、資材導入の場合に提出
- ・図面(配置図、立面図、平面図) ※施設整備の場合に提出
- ・位置図 ※農地整備、施設整備の場合に提出
- ・事業スケジュール(工程表等)
- ・決算書又は青色申告書(直近2年分)

6 採択者決定方法

- (1) 参加申込書の提出があった場合は審査委員会を開き、採択者を決定する。
- (2) 応募者が複数の場合は審査により応募者の順位を付け、順位上位の応募者から予算の範囲内で採択する。
- (3) 採択(非採択)結果は様式3により全ての応募者に通知する。

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ① 審査委員会は4名の委員で構成する。

- ② 審査は提出された事業計画書の内容をもとに、審査基準に照らし総合的に判断し行う。
- ③ 必要に応じて対面による審査を行う。

(2) 審査基準

事業計画書の評価項目、評価の着眼点、配点は別表「評価項目一覧表」のとおりとする。
また、最低限満たすべき点数の基準は6割以上（合計点）とし、応募者の数が1である場合においても審査を行う。

8 事業スケジュール

9月20日～10月15日	事業者の公募、参加申込書の提出
9月20日～9月30日	質問受付
10月4日～10月15日	質問回答
10月21日	審査委員会
10月23日	採択（非採択）結果通知
採択～10月30日まで	交付申請書の提出
10月31日	交付決定通知

9 その他

- ① 提出後の事業計画等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ② 電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。
- ③ 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。
 - ア 本要領に定める手続き等に適合しない場合
 - イ 提出書類に虚偽があった場合
 - ウ 審査委員会委員と本事業に関する接触を求めた場合
- ④ 事業実施に当たっては関係法令を遵守すること。
- ⑤ 提出された資料は、事業者採択の審査のみに使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。
- ⑥ 資料の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。

10 担当部課及び連絡先

常滑市経済部経済振興課（西平）

所在地 〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5
メール keizai@city.tokoname.lg.jp
電話 0569-47-6117（直通）

別表 評価項目一覧表

No.	評価項目		評価の着眼点	配点
1	農業実績と継続性	年齢、作物、面積、所得(利益)	事業の継続・拡大性、醸造酒の原料の出荷実績、意欲等を確認	30
2	事業計画の内容	事業の実現性	事業内容やスケジュールから事業が確実に遂行されると認められるか	10
3		企業版ふるさと納税制度、第2期まち・ひと・しごと創生推進計画(地域再生計画)の趣旨との一致	地方創生に資する取組として優れているか	10
			第2期常滑市まち・ひと・しごと創生推進計画(地域再生計画)の目標を達成するための事業として優れているか	10
4		補助事業の趣旨との一致	醸造酒の原料となる農作物の振興に資する取組として優れているか	60
5		波及効果	補助事業の実施によって地域への波及効果が見込まれるか	30
合計				150

各項目の採点に当たっては、次の評価基準により評価を行う。

評価基準	採点
計画内容が具体的で極めて優れている	配点×1.0
計画内容が優れている	配点×0.8
平均的な内容	配点×0.6
計画内容が劣っている	配点×0.4
計画内容が著しく劣っている又は読み取れない	配点×0.2